

第138号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「6,000円（教職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、）」を「6,500円（）」に、「ない場合にあっては」を「ない場合にあっては、」に改める。

第17条第3項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該教職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない教職員となった」に改める。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1（第5条関係）

## 中学校及び小学校教育職給料表

教育職 員の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	164,400	286,300	414,500
	2	150,300	166,500	289,400	416,100
	3	151,800	168,600	292,500	417,700
	4	153,300	170,800	295,600	419,300
	5	154,900	172,800	298,400	421,000
	6	156,800	175,000	301,500	422,600
	7	158,600	177,200	304,600	424,200
	8	160,400	179,400	307,700	425,800
	9	162,200	181,700	310,700	427,300
	10	164,300	184,500	313,600	428,700
	11	166,300	187,200	316,500	430,100
	12	168,300	189,900	319,400	431,500
	13	170,300	192,800	322,300	432,900
	14	172,500	194,500	324,600	434,300
	15	174,700	196,200	326,900	435,700
	16	176,900	197,900	329,200	437,100
	17	179,200	199,700	331,500	438,400
	18	181,800	201,400	333,800	439,800
	19	184,300	203,100	336,100	441,200
	20	186,800	204,800	338,400	442,600
	21	189,300	206,600	340,700	443,900
	22	191,000	208,500	343,000	445,300
	23	192,700	210,400	345,300	446,700
	24	194,400	212,300	347,600	448,100
	25	195,900	214,000	349,800	449,400
	26	197,500	216,000	351,700	450,700
	27	199,100	218,000	353,600	452,000
	28	200,700	220,000	355,500	453,300
	29	202,400	221,900	357,400	454,600
	30	204,100	224,600	359,300	455,800
	31	205,800	227,300	361,200	457,000
	32	207,500	230,000	363,100	458,200
	33	209,000	232,800	364,900	459,400
	34	210,700	235,700	366,700	460,300
	35	212,400	238,600	368,500	461,200
	36	214,100	241,500	370,300	462,100
	37	215,700	244,300	372,200	463,000

	38	217,400	247,100	373,800
	39	219,100	249,900	375,400
	40	220,800	252,700	377,000
	41	222,600	255,500	378,700
	42	224,400	258,100	380,300
	43	226,200	260,700	381,900
	44	228,000	263,300	383,500
	45	229,900	265,900	385,100
	46	231,600	268,500	386,700
	47	233,300	271,100	388,300
	48	235,000	273,700	389,900
	49	236,700	276,300	391,400
	50	238,400	278,900	392,900
	51	240,100	281,500	394,400
	52	241,800	284,100	395,900
	53	243,300	286,600	397,500
	54	245,000	289,200	398,900
	55	246,700	291,700	400,300
	56	248,400	294,200	401,700
	57	250,000	296,500	403,200
	58	251,500	299,200	404,600
	59	253,000	301,900	406,000
	60	254,500	304,600	407,400
	61	256,100	307,100	408,700
	62	257,600	309,600	410,100
	63	259,100	312,100	411,500
	64	260,500	314,600	412,900
	65	261,800	317,000	414,100
	66	263,400	319,200	415,300
	67	265,000	321,400	416,500
	68	266,600	323,600	417,700
	69	268,300	325,900	418,800
	70	269,800	328,100	420,000
再任用	71	271,300	330,300	421,200
教職員	72	272,800	332,500	422,400
以外の	73	274,100	334,700	423,400
教育職	74	275,400	336,900	424,200
員	75	276,700	339,100	425,000
	76	278,000	341,300	425,800
	77	279,400	343,300	426,700
	78	280,600	345,200	427,500
	79	281,800	347,100	428,300
	80	283,000	349,000	429,100

81	284,300	350,800	429,900
82	285,500	352,600	430,600
83	286,700	354,400	431,300
84	287,900	356,200	432,000
85	289,000	357,900	432,700
86	290,000	359,600	433,400
87	291,000	361,300	434,100
88	292,000	363,000	434,800
89	293,100	364,700	435,500
90	294,000	366,100	436,200
91	294,900	367,500	436,900
92	295,800	368,900	437,600
93	296,500	370,400	438,100
94	297,300	371,700	
95	298,100	373,000	
96	298,900	374,300	
97	299,800	375,700	
98	300,600	376,800	
99	301,400	377,900	
100	302,200	379,000	
101	303,100	380,200	
102	303,600	381,300	
103	304,100	382,400	
104	304,600	383,500	
105	305,100	384,500	
106	305,500	385,500	
107	305,900	386,500	
108	306,300	387,500	
109	306,500	388,400	
110	306,900	389,400	
111	307,300	390,400	
112	307,700	391,400	
113	307,900	392,200	
114	308,200	393,100	
115	308,500	394,000	
116	308,800	394,900	
117	309,100	395,900	
118	309,400	396,700	
119	309,700	397,500	
120	310,000	398,300	
121	310,200	399,100	
122	310,500	399,900	
123	310,800	400,700	
124	311,100	401,500	

	125	311,300	402,200		
	126		402,900		
	127		403,600		
	128		404,300		
	129		405,100		
	130		405,800		
	131		406,500		
	132		407,200		
	133		407,700		
	134		408,300		
	135		408,900		
	136		409,500		
	137		409,900		
	138		410,500		
	139		411,100		
	140		411,700		
	141		412,100		
	142		412,700		
	143		413,300		
	144		413,900		
	145		414,300		
	146		414,900		
	147		415,500		
	148		416,100		
	149		416,500		
再任用 教職員		226,400	276,000	331,300	414,600

備考 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 附 則

### ( 施行期日等 )

- 1 この条例は、平成19年12月1日から施行し、この条例による改正後の市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

( 平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給 )

- 2 平成19年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった教職員のうち、教育委員会の定める教職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、教育委員会の定めるところによる。

( 施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整 )

- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった教職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

( 給与の内払 )

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

( 教育委員会規則への委任 )

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。